

仙北信用組合の金融商品勧誘方針

当組合は、信用組合のもつ基本理念に基づき、社会的使命と公共的役割を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めております。また、これとともに平成13年4月1日より施行されます金融商品の販売法に関する法律第八条（勧誘方針の策定）に則り、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとともにより一層お客様にご満足いただけるよう努めてまいります。

- 1．当組合は、お客様に資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。
- 2．商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明いたします。
- 3．当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4．勧誘・販売の時間帯は店舗内においては所定の営業時間、その他訪問や電話による勧誘は、お客様のご事情を配慮した時間内に行います。

金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせ下さい。

以上